

会報
全住協

2022
4月



一般
社団法人

全国住宅産業協会

新入会員懇親会を開催

当協会は、去る3月25日にホテルニューオータニで令和元年度から令和3年度に入会した会員と推薦会員、協会役員、組織委員との懇親会を開催した。

今回の懇親会では、参加人数の制限やマスク着用など新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で行った。

冒頭、松崎組織委員長が「新入会員懇親会は新型コロナウイルスの影響で直近2年間は開催できなかったが、今回、3年ぶりに開催することができ、大変喜ばしい。新入会員にはこの懇親会で名刺交換や情報交換を積極的にしていただき、今後の仕事につなげていってほしい。」と挨拶を行った。

また、花沢副会長は「当協会には、マンションや戸建だけでなく、様々な事業を行っている会員がたくさんいる。新入会員の皆様にはまず、委員会に所属して、活発に活動をしていただき、是非全住協で良い出会いをたくさんしてほしい」と呼び掛けた。

続いて、神山名誉会長の発声による乾杯の後、新入会員から各社の業務内容やアピールポイントなど自己紹介が行われた。懇親会では、和やかな雰囲気の中、相互に名刺交換や情報交換するなど交流を行った。

当日の参加者は、新入会員14名を含め60名。各年度の新入会員数は以下のとおり。

- 令和元年度
正会員（企業会員）9社、賛助会員8社
- 令和2年度
正会員（企業会員）9社、賛助会員10社
- 令和3年度
正会員（企業会員）12社、賛助会員7社

目次

- ・新入会員懇親会を開催…………… 1
- ・令和4年度事業計画を決定…………… 3
- ・トピックス
（不動産後見アドバイザー「フォローアップ研修」）… 8
- ・全住協ビジネスショップについて…………… 9



▲松崎組織委員長 ▲花沢副会長 ▲神山名誉会長

会員数は、正会員394社・17団体、賛助会員132社（令和4年3月31日現在）となり、団体会員への加盟会社をあわせて1,715社・17団体を数えることとなった。

加えて、当日は新入会員のうち5社が展示ブースの出展、2社がパンフレット展示を行い、自社の商材やサービスを参加者に対し積極的にPRした。

なお、協会では今後も入会のメリットを訴え、組織の拡大に努めていく。入会に関する推薦、問合せ等は事務局（TEL：03-3511-0611）担当 大宮まで。



▲神山名誉会長による乾杯

- ・令和4年度優秀社員・優秀技能者表彰の募集… 11
- ・全住協山岳同好会令和4年山行計画…………… 12
- ・東日本レインズ利用料金の全住協による徴収の廃止… 12
- ・周知依頼(2022年国民生活基礎調査への協力)… 13
- ・協会だより…………… 13
- ・ウクライナの被災者に義援金…………… 14

新入会員の自己紹介



▲(株)商業開発



▲(株)セゾンファンデックス



▲大和リビング(株)



▲ファミリア(株)



▲(株)未来都市開発



▲(株)Regrace



▲(株)オフィス野中



▲(株)カラーアンドデコ



▲(株)クオリティジャパン



▲(株)建築資料研究社



▲(株)スペーススリー



▲ソフトバンク(株)



▲(株)ファイン



▲(株)Warranty technology



▲懇親風景



ブース・パンフレット展示



令和4年度事業計画を決定

当協会は、3月25日に開催した理事会において以下のとおり令和4年度事業計画を決定した。

欧州での国際間の争乱等によりエネルギー供給を始めとする世界経済と国際社会の混迷に収束の兆しが見えない中、我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止策等を講じながら本格的な景気回復へ向かうことが期待されているが、内外の情勢により先行きは不透明な状況にある。

民間消費は力強さに欠け、住宅投資は令和3年の着工総戸数が5年ぶりに持ち直したものの、コロナ禍あるいは消費税率引上げ前の水準には戻っておらず特に分譲マンションの着工は2年連続で減少となるなど、依然として低水準で推移している。

他方で住宅不動産市場においては、地価の上昇による事業用地取得難や建築資材・設備の高騰、供給の遅れ等が依然として継続し、大都市を中心として住宅価格は上昇を続け、その結果、若年層を中心とした一次取得者の取得能力から乖離しているなど、引き続き厳しい状態が続いている。

このような中、当協会は、全国1,700社を擁する多様な業態の中堅住宅不動産関係事業者の団体として、脱炭素化・少子高齢化等の社会変化に対応しつつ、建設コストや住宅設備の供給動向などを注視しながら、良質な住宅不動産の供給のための諸活動を通じて消費者の利益の確保と会員の事業環境の改善に寄与する。

特に、住宅分野での省エネルギー化の推進は、当面2030年を目標年次として法改正を含め規制の強化等が加速されていく状況になっており、会員への情報提供と行政への提言・要望を行っていくことが重要である。

以上を踏まえ、令和4年度の事業計画を次のとおり定める。

基本方針

1. 政策提言・要望

新型コロナウイルス感染症による住宅投資への影響、建設コストや住宅設備の供給動向などを注視

しながら、消費税を含めた住宅取得・保有・譲渡に関する税制の体系、住宅・土地税制、融資制度、その他の住宅取得支援策等について提言・要望し、その実現を図る。

2. 住宅不動産事業の推進

脱炭素化、デジタル化、少子高齢化、世帯構成の変化や生活様式の多様化など社会経済の変化に対応し、また、多発する自然災害に備えるため、良質な住宅ストックの形成、既存住宅の流通促進、老朽化マンション対策など住宅不動産の建設、分譲、管理、流通、建替え等の各分野において、事業手法等を工夫しながら時代に即した取組みを展開する。

3. 協会活動の展開

- (1) 協会活動の多角化を推進するとともに、協会運営のさらなる活性化に努める。
- (2) 会員の人材育成に資するため、階層別・職種別に体系化した協会独自の研修を実施する。
- (3) 消費者保護の観点から、相談窓口において消費者等からの相談に対応する。
- (4) (一社)九州住宅産業協会を幹事協会として、第51回全国大会を福岡で開催する。

第一 政策の提言・要望

1. 住宅・土地税制等の拡充・見直し

- (1) 住宅・土地に関する税制は、住宅の取得、保有、譲渡の各段階において多くの国税及び地方税が課税され、特に取得時には過度の税負担となっている。また、特例軽減措置が講じられていても期限が設けられ2～3年おきに延長が繰り返されている。このような税体系について、今後の消費税のあり方を含めて検討を行い、提言・要望を行う。

- (2) 新たな住生活基本計画に掲げる住宅省エネ対策、少子高齢化対策等に関する目標を実現するために、税制・金融を始め補助の拡充、制度・手続の簡素合理化等について検討を行い、提言・要望を行う。
- (3) 住宅省エネについては、消費者の理解を得ながら、また、消費者と事業者の負担の軽減を図り、省エネ対策が円滑に進むよう協会としての取組みを強化する。
- (4) 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための所得税・住民税の特例措置の延長、土地の所有権移転登記等に係る特例措置の延長、サービス付高齢者向け住宅供給促進税制の延長など令和5年度税制改正へ向けに要望活動を行い、その実現を図る。

2. 住宅金融・事業資金融資

- (1) 住宅金融支援機構のフラット35を始めとする融資制度について残価設定型住宅ローンの創設、審査方法の改善、上乗せ金利の引下げ、リバースモーゲージの普及等の提言・要望を行う。
- (2) フラット35における省エネ基準への適合要件化、フラット35Sの基準強化等の制度変更について会員への周知徹底に努める。
- (3) 住宅金融支援機構の融資制度について、同機構と意見交換会を実施する。
- (4) 住宅ローンの融資・審査状況について必要に応じて調査を実施するほか、住宅取得者が幅広い商品の中から適切な住宅ローンを選択できるよう情報を提供する。
- (5) 民間金融機関による事業資金の供給動向に注視し、事業資金の確保について支障が出ることはないよう必要に応じ、適切に対応する。

3. 住宅供給に係る法規制等への対応

- (1) 全ての新築住宅・建築物の省エネ基準適合義務化と基準の段階的引上げ、マンションのトップランナー制度への追加と

- 基準の引上げ、販売・賃貸の広告等での省エネ性能表示の推進等を内容とする建築物省エネ法等の改正の動きについて周知を図る。
- (2) 所有者不明土地の利用の円滑化、災害等の発生防止に向けた管理の適正化及び不明土地対策の推進体制の強化を内容とする所有者不明土地利用円滑化法の改正の動きについて周知を図る。
- (3) 宅地造成・特定盛土、土石の堆積等に伴う災害を防止するための宅地造成工事規制区域の拡大、無許可工事の罰則強化等を内容とする宅地造成等規制法の改正の動きについて周知を図る。
- (4) 生産緑地に係る2022年問題についての状況を注視する。
- (5) 一棟リノベーションマンションに係る表示事項の新設や物件から駅までの所要時間の記載ルール変更等を内容とする不動産の表示に関する公正競争規約の改正が予定されているため、その周知を図る。

4. 国土交通省との懇談会

国土交通省との懇談会を開催し、同省の最新施策並びに当協会の住宅・土地税制改正要望及び住宅金融支援機構融資制度改善要望等について意見交換を行う。

第二 住宅不動産事業の推進

1. 住宅の商品企画・供給手法等の研究

- (1) マンション・戸建住宅のプラン、性能及び商品企画に関する時流に合った事例や、街並みの形成に配慮した分譲住宅の供給手法に関する調査に係る研究、優良プロジェクトの見学会等を行う。
- (2) 首都圏における戸建分譲住宅の販売状況調査を引き続き実施し、データの蓄積を行うほか、消費者の求める住宅を的確に把握し、会員の適正な供給計画の立案に資するため、会員への情報提供の充実を図る。

2. 全住協いえかるての普及促進等

「全住協いえかるて」の普及促進と適切な運営に努めるとともに、(一社)住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会の構成団体として、その運営に協力する。

3. 長期優良住宅の普及促進

長期優良住宅促進法の普及に努めるとともに、省エネ対策の強化や認定基準の合理化、共同住宅の住棟認定の導入等の改正内容について会員へ情報を提供する。

4. 脱炭素社会に向けた住宅供給

2050年カーボンニュートラル実現に向けた省エネ基準適合義務化の周知を図るとともに、長期優良住宅、低炭素建築物等の認定基準や住宅トップランナー制度、ZEH+やLCCM住宅等の取組みの促進について最新の情報を提供する。

5. 建築物の耐震化

- (1) 耐震診断・耐震補強工事・建物売却等、得意分野の異なる会員同士が協働して行う建築物耐震化プロジェクトにおいて、東京都における特定沿道建築物を始め建築物の耐震化を促進する事業を引き続き実施する。
- (2) 建築物耐震化プロジェクトの活動を踏まえ、耐震化を妨げている要因等に関する行政機関等との意見交換のほか、建物用途に応じた改修工事等の事例研究を行う。

6. 住宅瑕疵担保履行法への対応

- (1) 住宅瑕疵担保履行法で義務付けられている届出手続の基準日変更等について会員へ周知徹底する。
- (2) 任意の制度として導入されているリフォーム、既存住宅及び大規模修繕に係る保険制度のほか、住宅瑕疵保険に関連する特約及び新商品等について会員のニーズに合わせた情報を提供する。

7. 不動産流通・リフォーム市場の活性化

- (1) 国の安心R住宅制度に登録された特定既存住宅情報提供事業者団体として制度の普及に努めるほか、全住協安心R住宅制度を適切に運営する。
- (2) 不動産流通市場の活性化を一層図るため、既存住宅売買瑕疵保険や取引に関連して行うリフォームの活用に関する調査研究を行うとともに、各種施策に適切に対応する。
- (3) 社会全体のデジタル化が進められる中で、オンラインを活用した不動産取引、書類の電子的管理など業務の効率化に資する調査研究を行う。
- (4) 全住協NETを適切に管理し、不動産ジャパンの情報提供団体としてその運営に協力する。

8. 不動産管理の研究

マンション・賃貸住宅等、空き家、入居者及び不動産に係る資産など、様々な管理について調査研究を行う。

9. 不動産関連事業に関する研究

- (1) 判断能力が不十分な人等への配慮・支援及び取引の適正化を目的として創設した不動産後見アドバイザー制度について、引き続き成年後見制度と不動産に関する調査研究を行うとともに、法解釈等の変更に応じてテキストを改訂し、オンラインでも受講可能な本制度を広く周知する。
- (2) 所有する不動産を担保に長期生活支援資金等の融資を受けるリバースモーゲージ、所有する不動産を売却した上で借住し居住を継続可能とするリースバック及び各種信託等について、高齢化社会の進展をかんがみ、事例をもとに調査研究を行う。
- (3) 空き家問題に関する最新情報の把握に努めるとともに、その問題の解決に寄与する手法及び事例等について、行政機関等と協力しながら調査研究を行う。

令和4年度事業計画

- (4) 空き家問題と後見制度は密接に関連している場合が多いことから、相続やいわゆる「終活」等を含め双方に連携対応した個別相談を実施し、調査研究、情報提供等を行う。
- (5) 高齢者等への先進的な居住支援を推進している北海道本別町の居住支援協議会に引き続き参加し、住宅確保要配慮者の実情等について調査研究を行うとともに、他の地域への拡大を図る。
- (6) 二地域居住の普及促進と住宅産業のさらなる発展に資するため、「全国二地域居住等促進協議会」に参加する。

10. 新規事業に関する研究

- (1) SDGs(持続可能な開発目標)についてアンケート等を含む情報収集を行うとともに、主に住宅不動産関連分野に関する調査研究、情報提供等を行う。
- (2) 住宅・不動産業界のDX(デジタルトランスフォーメーション)に関連する事例等について、研修会等による情報の提供を通じ、会員が業務効率化を始めとする事業環境の変化に対応するためのDX化の取組みに寄与する。
- (3) 人口減少が進み、企業の採用の確保が一層困難となることが予想されるため、会員の適切な人材の確保に資するための調査研究を行う。

第三 協会活動の展開

1. 協会活動への参加促進

- (1) 経済情勢、市場動向、住宅政策等企業経営に資する講演会等を開催するとともに、意見交換会、情報交換会を通して、会員相互の意思疎通の円滑化を図る。
- (2) デジタル社会が定着しつつある中で、会員がより積極的に協会活動に参加できるようオンラインを活用した会合等の開催を引き続き促進するとともに、団体会員協会の会員

も含めた会員間の交流活動を活発化させるための仕組みの構築を図る。

- (3) 賛助会員等が会員に対し特別な価格又はサービスで商品を提供する全住協ビジネスネットを充実させ、より一層の利便性及びサービス内容の向上を図り、会員相互の交流を促進する。
- (4) 会員ニーズを的確に把握するために効率的にアンケート等を実施し、協会運営等に反映させる。

2. 全国大会

(一社)九州住宅産業協会を幹事協会として、11月に福岡において第51回全国大会を開催し、全住協の会員相互の緊密な交流を図るとともに、大会決議の実現に向けて政府等関係機関に対する提言・要望を行う。

3. 不動産取引等の公正化

- (1) 消費者保護の観点から、消費者相談窓口において、トラブルの円滑な解決に向けて会員・消費者の双方にアドバイスを行う。
- (2) 犯罪収益移転防止法への対応、不動産取引からの反社会的勢力の排除など適正な不動産取引や管理を推進するため、国土交通省、警察庁及び関係団体と協力して適切に対応する。
- (3) 宅地建物取引業者が宅地建物取引士を含む従業者に対し行うこととされている適正な業務の実施に係る教育を支援するため、研修会等を開催する。
- (4) 不動産取引に関連する個人情報保護法、消費者契約法、金融商品取引法を始め、不動産公正競争規約等の不動産関連法令や不動産取引の適正化について周知徹底を図るとともに研修会を積極的に開催する。
- (5) 宅地建物取引業法に基づき遂行する業務に起因して生じた損害賠償責任を補償する宅建業者賠償責任保険の加入を促進する。

4. 情報提供及び広報活動

- (1) 協会ホームページ、会報「全住協」「週刊全住協NEWS」「全住協住宅金融レポート」及び「全住協メールマガジン」等を通じた的確な情報提供に努める。
- (2) 会員以外の住宅不動産事業者等への協会の認知度を高めるため、インターネットを活用した広報活動を行う。
- (3) 会員のメールアドレス登録を促進し、円滑な情報提供体制を整備する。
- (4) 会員の優良事業表彰等について、随時専門紙に情報を提供する。
- (5) 住生活月間その他の関連行事への参加等により協会活動の周知を図る。
- (6) 住宅不動産に関連する資料の収集整備を行うとともに、会員に情報を提供する。

5. 建設現場における労災事故防止

- (1) 東京木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会等と連携して各種技能者講習会等開催する。
- (2) 労働安全衛生法等安全に係る法令に関し、法令勉強会、事例等の情報を会員に提供する。

6. 人材育成

- (1) 会員の社員のさらなる資質向上や自律的なキャリア形成、能力開発に資するため、階層別・職種別に体系化した研修プログラムを、オンラインも活用しながら実施する。
- (2) 会員の業務運営上、社員が求められる専門知識の習得を促進するため、宅地建物取引士を始め、住宅・不動産業に関連する資格取得に係る講座の負担軽減等の措置を講ずる。
- (3) 会員の自社内での中長期的な人材開発・育成を推進するため、人事・総務担当者等を対象とした勉強会等を開催するとともに、担当者間の交流を図る。

7. 協会の表彰

良質な住宅供給及び住環境の整備を促進するため、優良事業表彰を実施し、会員の資質の向上に寄与する。

8. 福利厚生

会員の役職員の福利厚生制度の一つとして、全住協新保障制度の充実に努めるほか、東京不動産業健康保険組合への加入を促進する。

9. 宅地建物取引士講習

宅地建物取引業法第22条の2及び第22条の3に基づく宅地建物取引士講習を実施する。

10. 住宅瑕疵担保責任保険法人の認定団体業務

- (1) 住宅保証機構(株)、(株)住宅あんしん保証、(株)日本住宅保証検査機構、(株)ハウスジーマン及びハウスプラス住宅保証(株)の認定団体として、住宅瑕疵担保責任保険の申込受付を行うほか、検査員の研修等検査体制の充実その他業務を的確に実施する。
- (2) 特保住宅の対象範囲の拡充について検討を行う。
- (3) 住宅品質確保促進法に定める瑕疵担保責任の的確な履行を担保するため、住宅瑕疵担保履行法に定められた資力確保措置である保険への加入を促進する。

11. 指定流通機構制度

国土交通大臣指定の(公財)東日本不動産流通機構のサブセンターとして、広域的な物件情報の交換を促進し不動産取引の一層の円滑化を図るため、会員(事業所)の管理等指定流通機構の運営に協力するほか、適正な利用を促進するため所要の措置を講ずる。

12. 産学協同事業

- (1) 明海大学との「不動産学の教育・研究に関する協定」に基づき、インターンシップ

令和4年度事業計画

制度及び企業推薦入試制度の利用促進に努める。

- (2) 超高齢社会における意思決定支援プログラムの開発について、引き続き東京大学と共同研究を行うとともに、共同研究の一環として成年後見制度に関連する住宅・不動産相談窓口業務を行う。
- (3) 住宅・不動産事業者におけるSDGsの実現に向けた対応等について、東京大学不動産イノベーション研究センターと連携して活動する。

13. 関係団体との連携

- (1) 不動産団体連合会、(一社)住宅生産団体連合会の一員として他の構成団体と連携し、政策提言・要望の実現を図る。

- (2) (公社)首都圏不動産公正取引協議会、(公財)不動産流通推進センター、(一財)不動産適正取引推進機構、(公財)東日本不動産流通機構、世界不動産連盟日本支部等関係団体に役員を派遣しその運営に寄与する。

14. 関係省庁等との連携

- (1) 国土交通省を始めとする関係省庁の住宅不動産業界に関連する施策へ対応するほか、(公社)日本不動産学会を始め不動産関連研究機関等との連携に努める。
- (2) 国土交通省・東京都等の要請に応じて、研究会等に委員を派遣しその運営に寄与する。

トピックス

不動産後見アドバイザー向け「フォローアップ研修」を開催

組織委員会では、「後見制度と住宅不動産」について、東京大学教育学研究科生涯学習論研究室と共同研究を行っているが、2月22日、不動産後見アドバイザー向け「第4回フォローアップ研修」をZoomによるオンラインで開催、その後、録画による動画配信を実施した。前回の内容が好評だったため、前回と同様に「事例+解説」形式の2部構成とした。

第1部のテーマは「後見制度に関連した住宅・不動産取引の事例紹介」、講師は(一社)しんきん成年後見サポート沼津の海田氏、福島氏。①リースバック契約と遺贈、②未相続建物の取壊しと借地返還、③行政による本人保護と残された家族対応の3事例を紹介した。

第2部は、第1部の事例内容について、各分野の専門家の視点・立場からディスカッションを行った。コーディネーターは、共同研究先の

東京大学 東氏。パネリストは、第1部の講師に加え、東京大学特任助教 飯間氏、司法書士 亀井氏、西澤組織副委員長。本人を取り巻く家族関係、相続対象、住宅・不動産の財産状況等について、分かりやすい相関図を利用しながら、ディスカッションを進行した。

今後もアンケート結果等から受講者のニーズに沿ったテーマでの研修を予定している。



▲「フォローアップ研修」第2部：ディスカッション

全住協ビジネスショップについて

組織委員会では、会員が受けられるサービス等の拡充を図ることや会員相互の交流を促進し、ビジネスに寄与することなどを目的に、賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みとして「全住協ビジネスショップ」を展開しておりますが、このたび、全住協ビジネスショップの利便性やサービス内容の向上を図るため、全住協ビジネスショップの内容を一部変更することといたしましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、自社の取扱商品・サービスを会員企業向けにPRしたい会員各位におかれましては、全住協ビジネスショップについて、理解を深めていただき、是非全住協ビジネスショップをご利用いただきたくご案内申し上げます。今後とも、会員各位のビジネスの発展に寄与すべく、より良いサービスの提供を目指してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 全住協ビジネスショップの趣旨

- (1) 会員が受けられるサービスや割引等の一層の拡充を図る。
- (2) 賛助会員から正会員(企業会員)に対するプレゼンテーションなどの機会を充実させ、他の団体にはない質の高い会員向けサービスの提供を図る。
- (3) 会員相互の交流促進を図り、ビジネスに寄与する。

2. プラン

全住協ビジネスショップのサービスを利用いただくためには、下記3つのプランのいずれかに登録をしていただく必要があります。

- (1) エントリープラン
- (2) スタンダードプラン
- (3) プレミアムプラン

3. 登録商品点数

各プランに登録できる商品点数は、下記のとおりです。

| プラン名 | 登録できる商品点数 (1 法人当たり) |
|-----------|------------------------|
| エントリープラン | 1 商品まで |
| スタンダードプラン | 3 商品まで |
| プレミアムプラン | 5 商品まで |

4. サービス内容

(1) 全住協ビジネスショップサイトへの商品掲載

全住協ビジネスショップに登録した商品は、専用サイトに、①商品概要、②会員向け特典内容などを掲載することができます。

※プレミアムプランに登録している会員は動画広告を掲載することができます。

(2) 会報誌への広告チラシ折込み

協会で毎月会員向けに発行している会報誌に広告チラシを折込むことができます。

①封入回数

| プラン名 | 封入回数 |
|-----------|-------|
| エントリープラン | なし |
| スタンダードプラン | 年1回まで |
| プレミアムプラン | 年3回まで |

②チラシの内容

ビジネスショップに登録している商品及びそれに関連するもののみとする。

※ビジネスショップに登録していない会員は広告チラシの折込みはできない。

③チラシのサイズ及び紙質

- ・サイズ：A4のみ(両面印刷可)
- ・紙質：上質紙【90kg：厚さ約0.12mm以内】又はコート紙：【90kg：厚さ約0.08mm以内】

④封入追加料金(1回当たり) ※消費税込み

| プラン名 | 追加料金(1回当たり) |
|-----------|-------------|
| スタンダードプラン | 30,000円 |
| プレミアムプラン | 30,000円 |

⑤封入追加上限回数(年間)

| プラン名 | 追加上限回数(年間) |
|-----------|------------|
| スタンダードプラン | 3回まで |
| プレミアムプラン | 5回まで |

⑥年間最大封入回数

| プラン名 | 年間最大封入回数 |
|-----------|----------|
| スタンダードプラン | 最大4回 |
| プレミアムプラン | 最大8回 |

(3) メールマガジンへの広告掲載

協会で、登録している方に向けて配信しているメールマガジンに商品等を掲載することができます。

5. 関連資料

- (1) 利用規約
<https://bit.ly/3ieL1kw>
- (2) 全住協ビジネスショップの変更内容について
<https://bit.ly/3CNeFGX>
- (3) 全住協ビジネスショップ利用申込書
<https://bit.ly/3MZVWN5>

6. 申込方法

「全住協ビジネスショップ利用申込書」に登録商品や割引内容、登録するプラン等必要事項を記入の上、E-mail(m_omiya@zenjukyo.jp)又はFAX(03-3511-0616)にてご提出ください。
※登録には所定の審査がございます。

7. 問合せ先

(一社)全国住宅産業協会 事務局

TEL 03-3511-0611

E-mail m_omiya@zenjukyo.jp(担当：大宮)

【表 プラン別のサービス内容一覧】

※消費税込み

| | エントリープラン | スタンダードプラン | プレミアムプラン |
|-----------------------------|-------------|-------------------|---------------------------|
| 全住協ビジネスショップ 年間利用料 | 無 料 | 30,000円 | 50,000円 |
| 全住協ビジネスショップ サイトへの商品掲載 | 商 品 掲 載 可 能 | | |
| 全住協ビジネスショップ サイトへの動画広告の掲載 | 掲 載 不 可 | | 掲 載 可 能 |
| 会報誌へのチラシ折込み | な し | 年1回まで (最大4回まで) | 年3回まで (最大8回まで) |
| メールマガジン掲載 | ①テキスト | ①テキスト ②写真・画像 | ①テキスト ②写真・画像 ③バナー広告 |

令和4年度優秀社員・優秀技能者表彰の募集について

当協会では、企業会員を対象に優秀社員・優秀技能者表彰について下記のとおり募集し、6月7日(火)開催の第10回定時総会において表彰を行う。なお、新型コロナウイルスの影響により令和2年度及び3年度に本表彰を実施しなかったことから、今回に限り、過去3年の間に推薦要件に該当する社員等の応募についても受け付けることとします。

【優秀社員表彰】

(1) 基準

次の基準に該当するもの

- ① 在籍3年以上の社員で、営業活動において信義、誠実かつ適正に行い、年間における営業成績が、会社の業績向上に多大の貢献をし、他の社員と比較して顕著と認められるもの。
- ② 在籍5年以上の社員（①以外の社員）で、職務の遂行において意欲旺盛かつ、創造力が卓越し、会社の業績向上に多大の貢献をし、その業績が他の社員と比較して顕著と認められるもの。

(2) 提出書類(各1部)

- ① 優秀社員表彰申請書
- ② 審査表
- ③ 会社組織図
※①②は協会ホームページからダウンロードしてください。

(3) 費用

表彰者1名につき10,000円

【優秀技能者表彰】

(1) 推薦要件

会員企業の社員又は協力事業者で、次の①から⑤までの全てに該当するもの

- ① 建設現場業務に直接従事している年齢35歳以上の者(令和4年5月31日時点=昭和62年5月31日までに生まれた者)。
- ② 建設現場業務に直接従事している年数が15年以上の者(令和4年5月31日時点=少なくとも平成19年6月1日以前から建設現場業務に直接従事していた者)。

③ 現場での工事施工経験の積重ねにより卓越した優秀な技能を持ち、長年にわたる工事施工経験の裏付けとして施工管理能力等の技術的能力をも習得した者。

④ 次の全ての要件を充たす者。

- i) 技能・技術が優秀であること
- ii) 技術開発、施工の合理化を図り顕著な成績を挙げていること、又は建設工事に相当の実績があること
- iii) 後進の指導・育成に努めていること
- iv) 工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること
- v) 他の建設現場従事者の模範たり得ること

⑤ 過去において、優秀施工者国土交通大臣顕彰を受けていない者。

(2) 提出書類(各1部)

- ① 優秀技能者表彰申請書
- ② 優秀技能者表彰審査表
- ③ 推薦基準調書
- ④ 組織図
- ⑤ その他(資格証明書、講習修了証、表彰状等の写し)
※①～④は協会ホームページからダウンロードしてください。

(3) 費用

表彰者1名につき10,000円

【応募資格】 企業会員

【書類提出先】

(一社)全国住宅産業協会事務局
〒102-0083 東京都千代田区麴町5-3

【問合せ等】

(一社)全国住宅産業協会事務局
TEL 03-3511-0611

全住協山岳同好会令和4年山行計画

山登りを通じて体力増進と業界交流を深めています。

登山好きな方、興味はあるけどきっかけがないという方、ご参加ください。

1. 年間計画

| | | | |
|---------------------|--|----------------------|---|
| 4月16日(土) | 陣馬山(東京都・神奈川県) 855 <small>円</small> 日帰り(初級) | 9月17日(土) ~19日(月) | 八甲田山(青森県) ☆ 1,585 <small>円</small> 日帰り(初級) |
| 5月21日(土) | 棒ノ折山(埼玉県) 969 <small>円</small> 日帰り(初級) | 10月15日(土) | 妙義山(群馬県) 1,104 <small>円</small> 日帰り(初級) |
| 6月18日(土) | 入笠山(長野県) 1,955 <small>円</small> 日帰り(初級) | 11月11日(金) ~12日(土) | 対馬・白嶽(長崎県) 519 <small>円</small> 1泊2日(初級) |
| 7月30日(土) ~31日(日) | 焼岳(長野県) ☆ 2,455 <small>円</small> 前夜泊日帰り(中級) | 12月17日(土) | 丹沢・大山(神奈川県) 1,252 <small>円</small> 日帰り(初級) |

※☆マークは百名山

※自己責任において健康管理を徹底し、必ず検温の上、ご参加ください。

※当日、発熱・体調不良の方は参加できません。

2. 問合せ先

協会事務局 東 (TEL: 03-3511-0611 / E-mail: m_higashi@zenjukyo.jp)



東日本レインズ利用料金の全住協による 徴収の廃止について

東日本レインズの利用料金については、これまで総検索数が一定数以上の場合、全住協において徴収する旨規定しておりますが、現在はレインズにおいても課金制度があり二重課金となる可能性があることから、これを廃止することとしました。

2022(令和4)年国民生活基礎調査への協力について

厚生労働省では昭和61年から、国勢調査などと並ぶ、統計法に基づく基幹統計を作成するための重要な調査である国民生活基礎調査(以下「調査」とします。)を実施しており、本年も総務大臣に承認された調査計画に基づき、2022(令和4)年調査を6月2日及び7月14日の両日に実施いたします。

調査では、世帯の人数などの把握のため調査日前の4月中旬、また実際の調査のために6月2日及び7月14日の前後1～2週間程度の間、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対策を講じた上で、調査員が調査対象世帯を訪問いたします。

近年、プライバシー意識の高まりとともに、調査員の集合住宅への立入りが困難な場合も生じております。かねてより調査員には、事前に

管理員等に来訪の趣旨、調査の目的、必要性などを説明し、協力を得て調査を進めるよう指導しているところですが、調査の円滑な実施には、国民の皆様のご理解はもとより、関係各位の協力が不可欠です。

つきましては、本調査の実施に関する記事の貴会会員の皆様が発行する広報誌等への掲載などについてのご周知方、特段のご配慮をお願い申し上げます。

●厚生労働省ホームページ

2022(令和4)年国民生活基礎調査 ご協力のお願い

[URL]

<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/kokuminseikatsu.html>

協会だより

理事会・委員会開催状況

[理事会]

日時 令和4年3月25日(金)17:00～17:40
場所 ホテルニューオータニ
議事 会員の入会承認、優良事業表彰の選定、定款細則の一部変更、定款細則附則の変更、令和4年度事業計画(案)、令和4年度収支予算(案)、ウクライナへの義援金等について審議を行った。

[組織委員会]

日時 令和4年3月15日(火)16:00～17:30
場所 明治記念館+オンライン
議事 後見制度不動産部会、住生活女性会議、全住協ビジネスショップ、新入会員懇親会等について報告を行った。

入会

正会員

会社名 ファミリア(株)

代表者 立原 庸寿 
住所 〒305-0817 茨城県つくば市研究学園1-2-15
AJ-HILLS 2F
TEL 029-896-5322
FAX 029-896-5323
事業内容 茨城県つくば市を中心に、ローコストハイセンス住宅シリーズを展開。第1弾「平屋」。

会社名 (株)Regrace 
代表者 増井 奈保
住所 〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町5-15
PORT ONE茅場町7F
TEL 03-6451-2798
FAX 03-6451-2799
事業内容 1都3県を中心に、土地や1棟もの収益不動産の買取・再販等を行う。

協会だより

会社名 (株)未来都市開発
 代表者 舟越 裕介
 住所 〒104-0045 東京都中央区築地5-3-3
 TEL 03-3541-7541
 FAX 03-3541-7542
 事業内容 東京23区を中心としたマンション買取再販事業。西東京、横浜に支店を展開。



会社名 大和リビング(株)
 代表者 匝瑳 繁夫
 住所 〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-11-3
 TEL 03-5908-0870
 FAX 03-5908-0855
 事業内容 物件管理から買取再販まで、賃貸住宅のオーナー様をトータルサポート。



会社名 (株)フージャースアセットマネジメント
 代表者 藤井 幸雄
 住所 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町4-3-16 柳屋大洋ビル
 TEL 03-3243-2722
 FAX 03-3272-6961
 事業内容 フージャースグループの投資事業部門を担い、賃貸レジ、オフィスを主力に展開。



賛助会員
 会社名 (株)ファイン
 代表者 古川 武志
 住所 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-1
 NEOX新宿ビル8F
 TEL 03-6457-8572
 FAX 03-6457-8576
 事業内容 建築・住宅関連において高品質なデジタル商品、サービス提供を行っています。



業務日誌

| | |
|----------|--|
| 2月22日(火) | ・(公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会に牧山代表理事ほかが出席。(同協議会+オンライン) |
| 3月3日(木) | ・不動産後見アドバイザー「フォローアップ研修」を開催。(オンライン) ・(一社)住宅生産団体連合会政策委員会に馬場会長が出席。(同連合会) ・不動産業務研修会を開催。(オンライン) ・不動産特定共同事業セミナーを開催。(主婦会館+オンライン) |
| 8日(火) | ・特保住宅検査員研修(戸建住宅)兼制度説明会を開催。(主婦会館) |
| 10日(木) | ・(公財)東日本不動産流通機構理事会に牧山代表理事ほかが出席。(京王プラザホテル) |
| 15日(火) | ・組織委員会を開催。(明治記念館+オンライン) |
| 18日(金) | ・(一財)不動産適正取引推進機構理事会に馬場会長が出席。(同機構) ・事業表彰審査会を開催。(主婦会館) |

ウクライナの被災者に義援金

当協会は、このたびウクライナ及びその周辺地域において被災された方々への人道支援として、特定非営利活動法人 国連UNHCR協会を通じて義援金500万円を送った。

会報 全住協 通巻108号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
 (令和4年4月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に下記の会員が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。

商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

| 会員名(順不同) | 取扱商品 |
|---------------------|---------------------------------|
| ・(株)シーブリッジ | 不動産広告アイテムの制作、iPadツールの制作及び運用 |
| ・(株)トルネックス | エマーゼンシートイレキット、エマーゼンシーボディキット |
| ・アットホーム(株) | 名入れノベルティ防災セット |
| ・あいおいニッセイ同和損害保険(株) | 宅地建物取引業者向け賠償責任保険 |
| ・エース21グループ(株) | 全自動消火装置「ケスジャン」 |
| ・(株)総合資格 | 建設業界採用情報誌、各種建築関係試験受験対策講座 |
| ・(株)東京リーガルマインド(LEC) | 各種講習、資格取得講座 |
| ・(株)リビテックス | 水まわり設備4点セット |
| ・(株)ダイテック | 住宅産業向けクラウド型基幹業務サービス「注文分譲クラウドDX」 |
| ・プラチナ出版(株) | 宅建受験対策書籍 |
| ・ソフトバンク(株) | スマート福利厚生、ソフトバンクでんき for Biz |
| ・(株)FRESH ROOM | オゾン発生器 エアバスター |
| ・地盤ネット(株) | 地盤安心マップPRO、BIMパース・ウォークスルー動画制作 |

※宅建登録(5問免除)講習 (株)東京リーガルマインド(LEC)、(株)住宅新報、アットホーム(株)、(株)総合資格、(株)建築資料研究社

お問い合わせは、協会事務局(TEL 03-3511-0611)まで。

団体会員

| | | | | |
|--------|--------------|-----------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 一般社団法人 | 北海道住宅都市開発協会 | 〒060-0061 | 北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2 南1条道銀ビル2F | TEL.011-251-3012 FAX.011-231-5681 |
| 一般社団法人 | 秋田県住宅地協 | 〒010-0951 | 秋田県秋田市山王5-14-1 サントノーレプラザビル1F | TEL.018-866-1301 FAX.018-866-1301 |
| 一般社団法人 | 東北・北海道住宅産業協会 | 〒983-0821 | 宮城県仙台市宮城野区岩切字三所南121-1 大東住宅(株)内 | TEL.022-352-7477 FAX.022-352-9039 |
| 一般社団法人 | 北信越住宅産業協会 | 〒388-8007 | 長野県長野市篠ノ井布施高田370-1 | TEL.026-293-9125 FAX.026-293-9551 |
| 一般社団法人 | 富山県住宅地協 | 〒939-8084 | 富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル6F | TEL.076-425-2033 FAX.076-413-6033 |
| 一般社団法人 | 北陸住宅地協 | 〒910-0023 | 福井県福井市順化1-21-19 | TEL.0776-22-7017 FAX.0776-23-0011 |
| 一般社団法人 | 静岡県都市開発協会 | 〒420-0852 | 静岡県静岡市葵区紺屋町11-6 | TEL.054-272-8446 FAX.054-272-8450 |
| 一般社団法人 | 東海住宅産業協会 | 〒460-0008 | 愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F | TEL.052-251-8920 FAX.052-252-0081 |
| 一般社団法人 | 中京住宅産業協会 | 〒456-0031 | 愛知県名古屋市中区熱田区神宮4-7-27 宝18ビル7F | TEL.052-682-5800 FAX.052-683-8686 |
| 一般社団法人 | 関西住宅産業協会 | 〒541-0048 | 大阪府大阪市中央区瓦町4-4-8 瓦町4丁目ビル6F | TEL.06-4963-3669 FAX.06-4963-3766 |
| 一般社団法人 | 近畿住宅産業協会 | 〒541-0057 | 大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号 | TEL.06-6263-5503 FAX.06-6263-5550 |
| 一般社団法人 | 広島県住宅産業協会 | 〒730-0011 | 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F | TEL.082-228-9969 FAX.082-209-9955 |
| 一般社団法人 | 四国住宅地協 | 〒760-0026 | 香川県高松市磨屋町6-4 建設会館4F | TEL.087-811-9335 FAX.087-811-9335 |
| 一般社団法人 | 九州住宅産業協会 | 〒812-0011 | 福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F | TEL.092-472-7419 FAX.092-475-1441 |
| 一般社団法人 | 九州分譲住宅協会 | 〒814-0022 | 福岡県福岡市早良区原5-14-22 | TEL.092-821-6441 FAX.092-847-7090 |
| 一般社団法人 | 鹿児島県住宅産業協会 | 〒890-0069 | 鹿児島県鹿児島市南郡元町14-9 | TEL.099-285-0101 FAX.099-285-0122 |
| 一般社団法人 | 沖縄住宅産業協会 | 〒900-0032 | 沖縄県那覇市松山2-3-12 | TEL.098-863-7410 FAX.098-863-7410 |

本部事務局

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階

TEL. 03-3511-0611

FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <https://www.zenjukyo.jp/>

一般社団法人 **全国住宅産業協会**
全住協

